

繊維製品の情報開示や サステナビリティへの取組について

令和6年8月29日

製造産業局 生活製品課

1. 我が国の繊維産業における諸課題の分析と 論点の整理

産業構造審議会 繊維産業小委員会の再開について

- 衣料品の低価格化や供給量の増加に伴い、繊維産業は「環境汚染産業」と指摘され問題となっている。こうした状況を踏まえ、繊維産業における①環境配慮等のサステナビリティへの対応、②人材確保・取引適正化への対応、③繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性等の諸課題に関する議論を行うため、産業構造審議会繊維産業小委員会を2023年11月に再開。

委員名簿

<委員長>	
新宅 純二郎	明治大学経営学部 特任教授
<委員>	
生駒 芳子	ファッション・ジャーナリスト 一般社団法人日本エシカル推進協議会 会長
井上 真理	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
大矢 光雄	日本化学繊維協会 会長
柿本 章子	主婦連合会 副会長、衣料部部長
久我 尚子	株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部 上席研究員
鈴木 恒則	一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会 理事長
筑紫 圭一	上智大学法学部地球環境法学科 教授
富吉 賢一	日本繊維産業連盟 副会長兼事務総長
福田 稔	A.T.カーニー株式会社 シニアパートナー
松浦 昭彦	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 会長
森川 英明	信州大学繊維学部先進繊維・感性工学科 教授 信州大学副学長
吉高 まり	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー（サステナビリティ） 東京大学教養学部 客員教授
渡邊 純子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

<オブザーバー>

山地 あつ子	消費者庁消費者教育推進課 課長
近藤 亮太	環境省「ファッションと環境」タスクフォース

開催実績

第7回（2023年11月10日）

繊維産業の繊維産業の現状と国内外のサステナビリティをめぐる動向等を踏まえた取組の方向性について

第8回（2023年12月25日）

国内における繊維製品の環境配慮等に関する取組について

第9回（2024年2月29日）

EU・フランスにおける繊維製品の資源循環に関する制度整備の検討状況について

第10回（2024年3月18日）

繊維製品の設計・製造、販売に関する課題の対応について

第11回（2024年4月19日）

人権等DDの普及や繊維産業における取引適正化の徹底、サステナビリティへの対応を踏まえたサプライチェーン再構築・強靱化等について

第12回（2024年5月31日）

アパレル企業の情報開示について、中間とりまとめ（骨子案）

第13回（2024年6月14日）

繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（案）、繊維産業における資源循環システム構築に向けたロードマップ（案）、中間とりまとめ（案）

資料・議事は
当省HPに掲載中

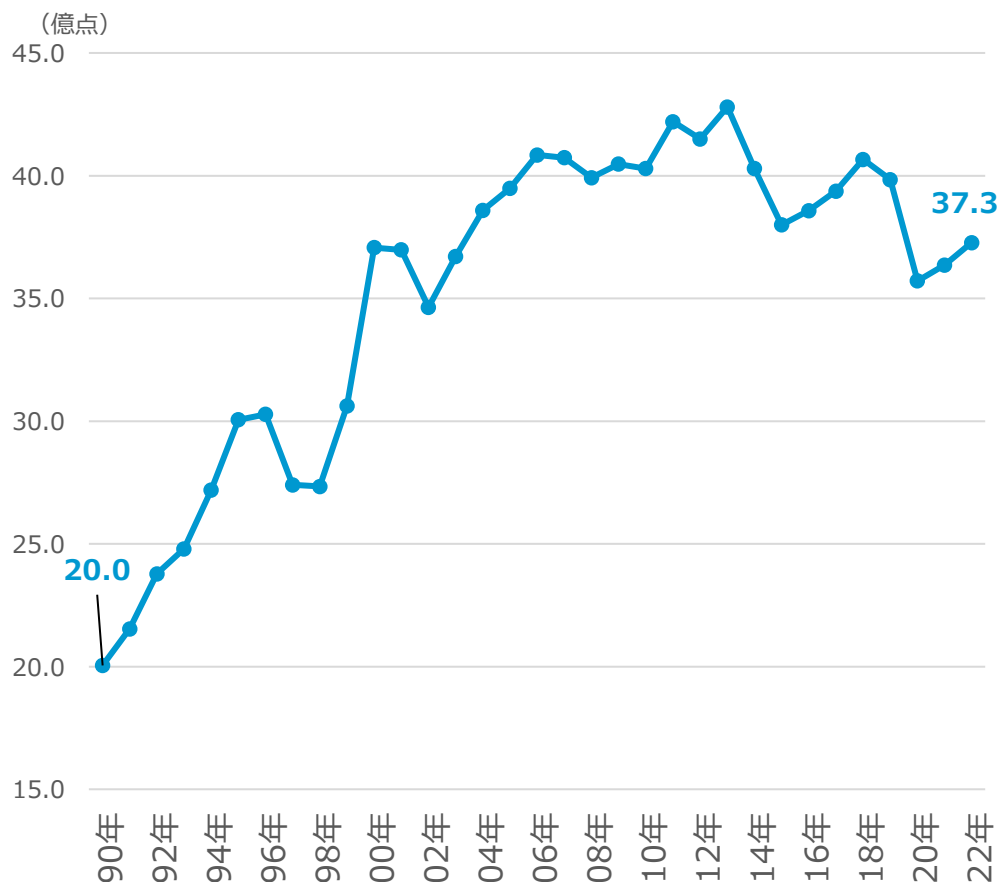


※第6回までは2022年5月までに開催。

概況①（国内供給量の推移と輸入浸透率）

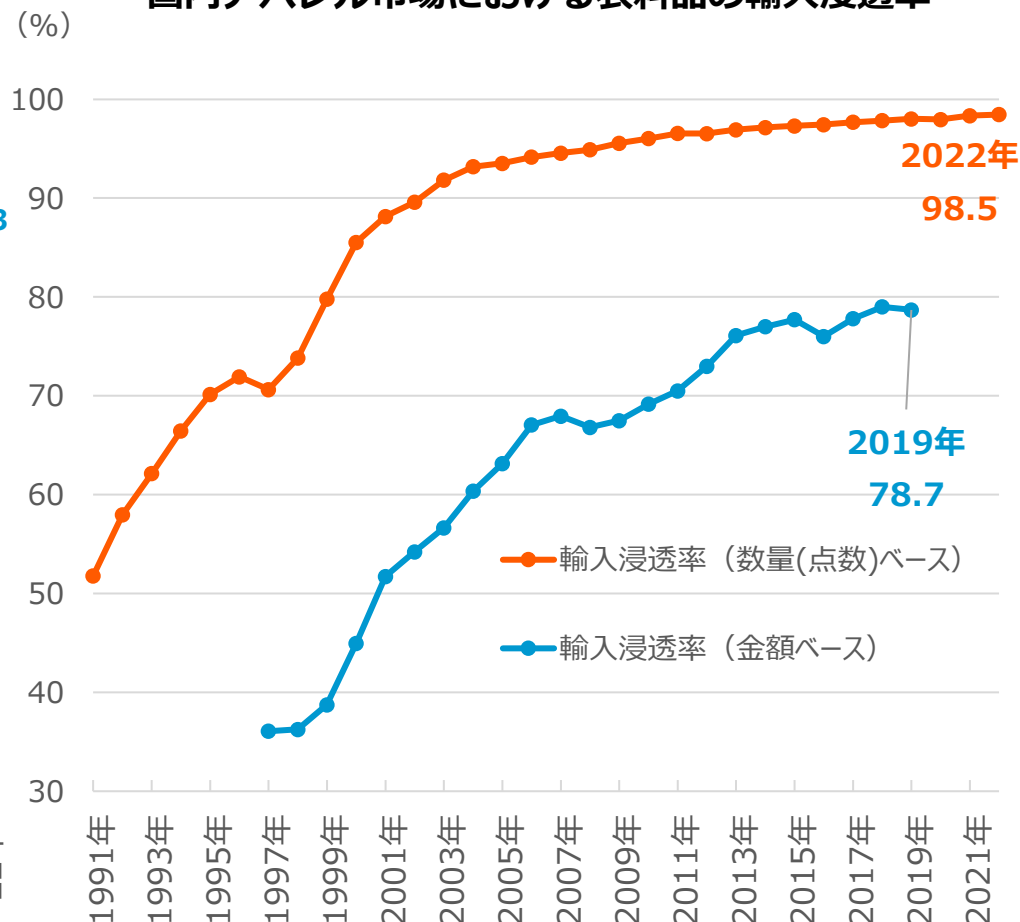
- 国内におけるアパレル供給点数は、1990年には約20億点だったが、**2022年には1.8倍以上に増加**。
- 2022年の輸入浸透率は数量ベースで98.5%であり、海外生産（輸入）の割合が高い。

アパレルの国内供給点数



出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1991-2023）。
※国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、従業者30名以上の企業の数値のみを計上している。

国内アパレル市場における衣料品の輸入浸透率

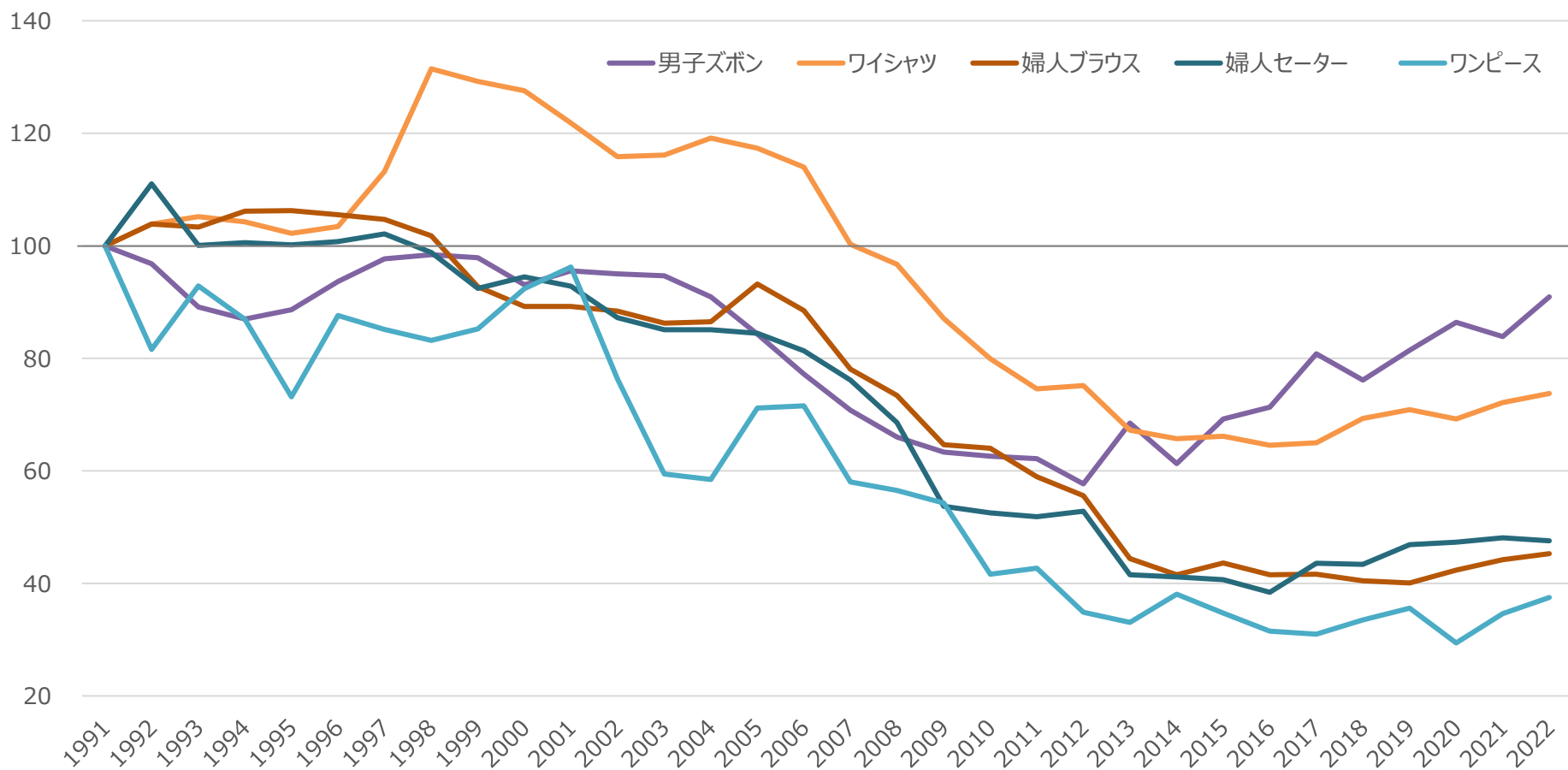


出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1992-2022）。

概況②（国内市場における衣料品の小売価格の推移）

- 東京都区部における衣料の小売価格は、1991年の値を100として推移比較した場合、この30年間で大きく下落。特に、婦人衣料（ブラウス・セーター・ワンピース）の下落が大きい。

主要衣料品の東京都区部での小売価格の推移

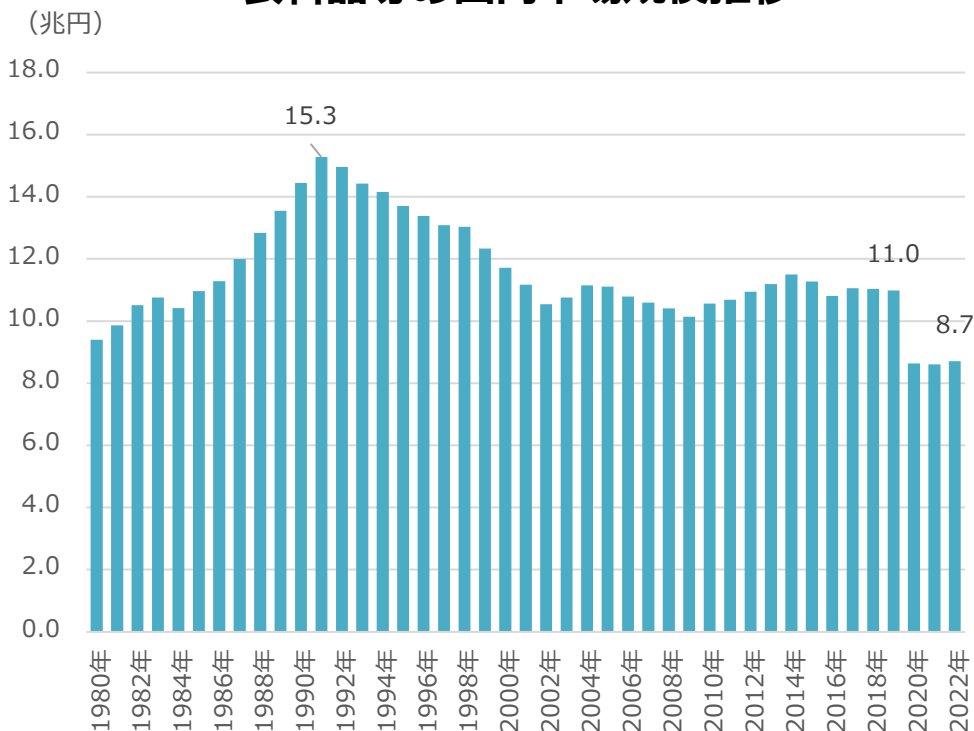


出典：総務省「小売物価統計調査」を元に事務局作成。
※1991年の価格を100としたときの推移。

概況③（我が国の繊維産業における市場規模・生産量の推移）

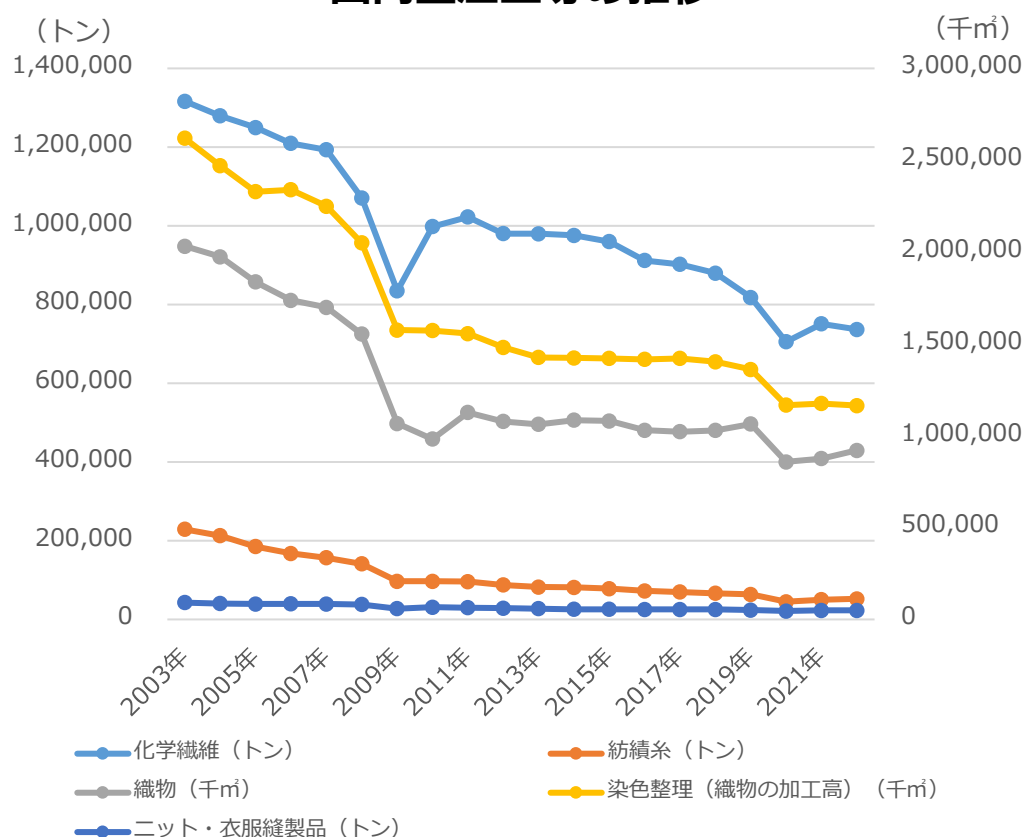
- 衣料品等の国内市場規模は、1990年代に入り減少傾向だったが、2000年代以降は横ばいの状況。
- 2020年以降は新型コロナの感染拡大による外出自粛の影響を受け国内市場規模は減少したものの、2022年でもコロナ前までの市場規模まで回復していない。

衣料品等の国内市場規模推移



資料：経済産業省「商業動態統計調査」（2022）。
※ 繊維物・衣服・身の回り品小売業の推移

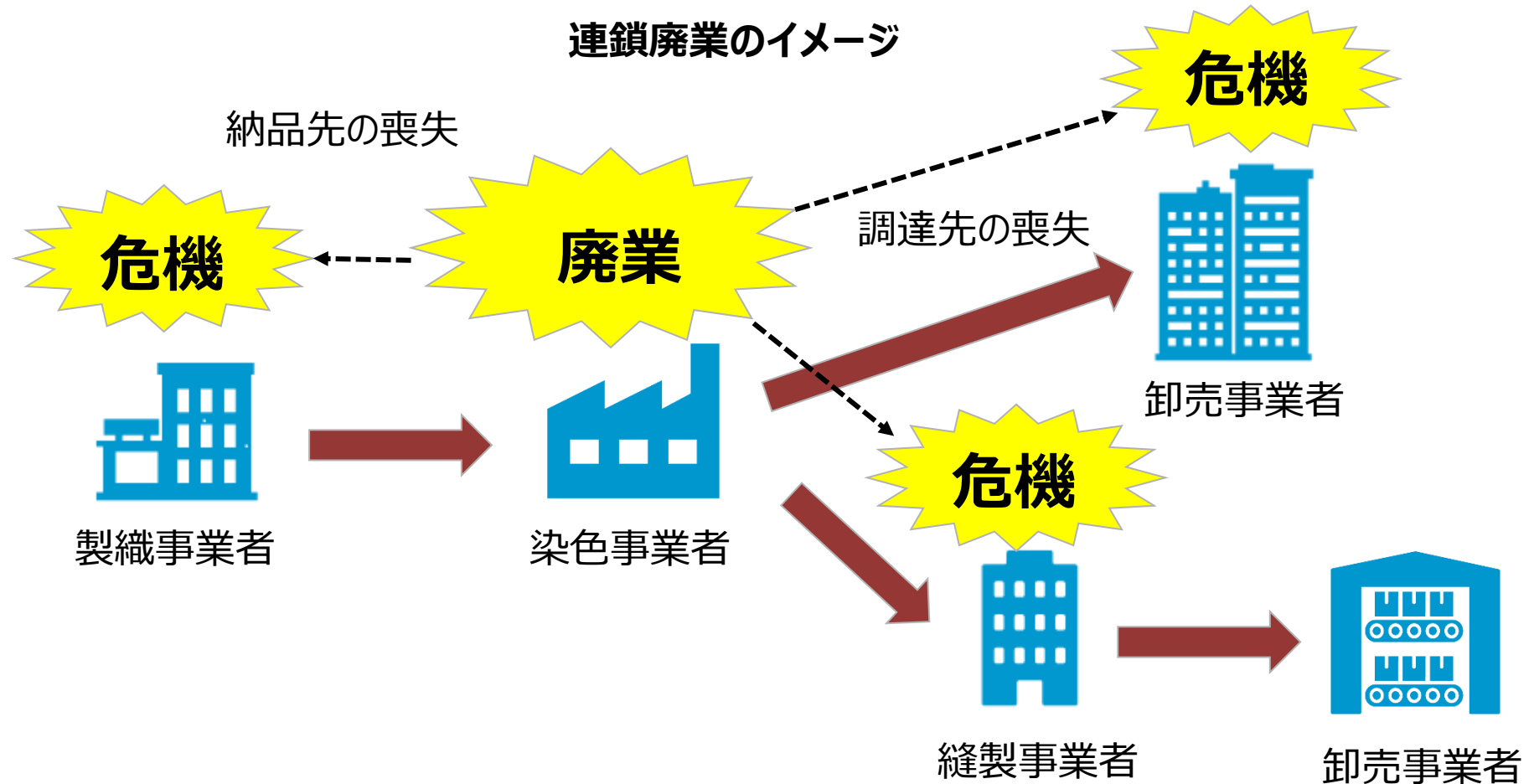
国内生産量等の推移



資料：経済産業省「生産動態統計調査」（2022）。

繊維産地サプライチェーン毀損による連鎖廃業のリスク

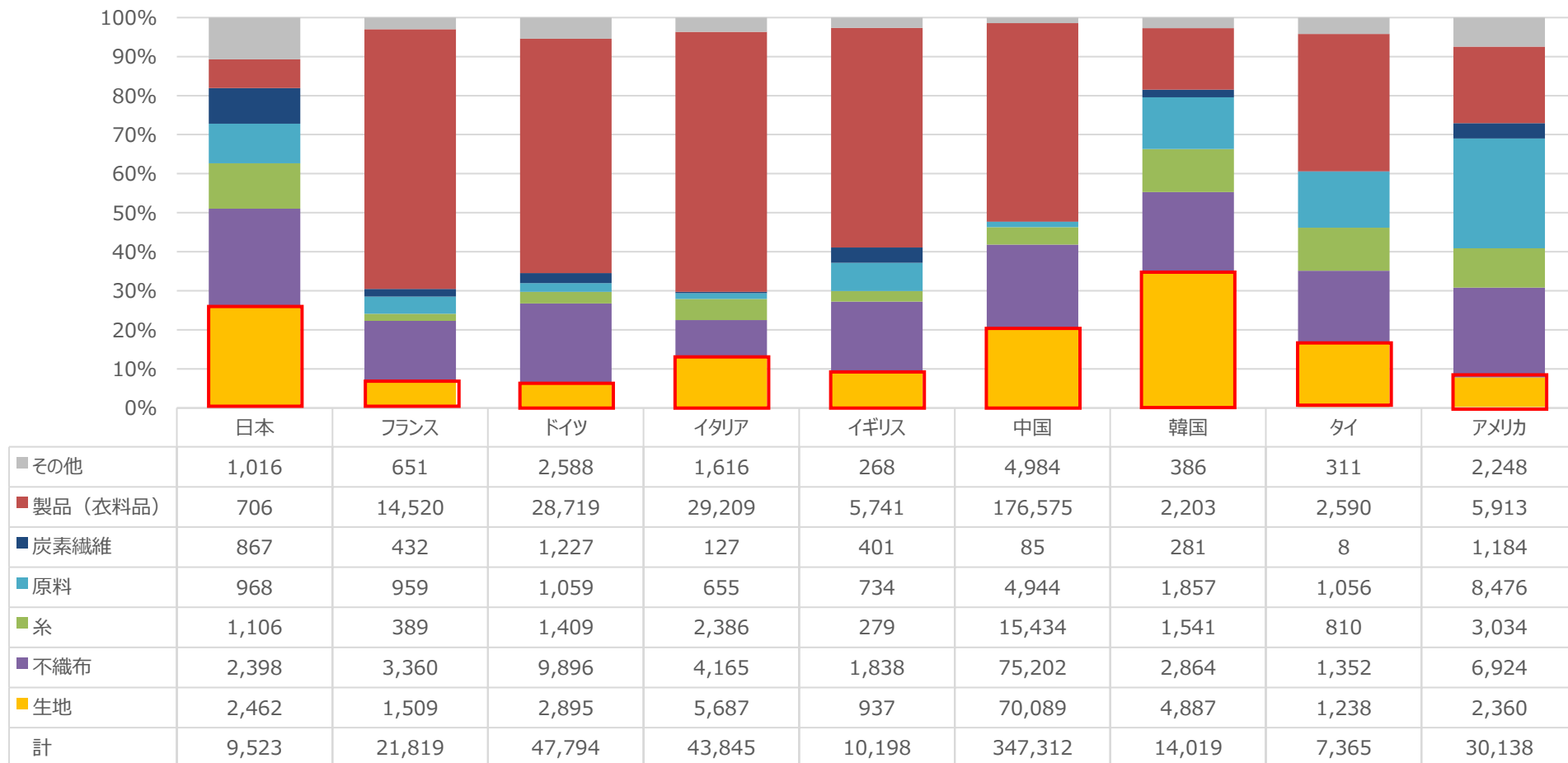
- 地域のサプライチェーンを担う特定の事業者の廃業が、その取引先だった事業者の事業継続にも大きな影響を与え、地域産業全体に影響が及ぶ可能性がある。



各国の繊維製品の輸出内訳

- 日本の繊維製品の輸出品目は、他国と比較して「生地」の占める割合が大きい一方で、製品（衣料品）の割合は小さい。

主要国における繊維・繊維製品輸出内訳（2021年）



※ 1. 原料： 繭、羊毛、綿、亜麻、合成繊維、再生繊維、半合成繊維等。

※ 2. その他： フェルト、絨毯、工業用繊維製品、毛布、ベッドリネン等。

出典：IHS Markit, Ltd.「Global Trade Atlas」（世界168カ国・地域の貿易統計データベース）（2021）。

ここまでのまとめ

- ◆国内市場では輸入の拡大と供給点数の増加により、衣料品の価格が低下。それに伴い繊維製品の国内生産量も減少。
- ◆海外移転や廃業により、「繊維産地」のサプライチェーンが毀損されるリスクが高まっている。
- ◆今後、我が国の繊維産業の国際競争力を維持・強化するためには、縮小が予想される国内市場だけでなく、海外展開を見据えたものづくりをしていく必要がある。具体的には、①先行するテキスタイルの輸出拡大、②最終製品における国際的な評価確立、の両方に軸足を置くことが重要である。

2. 環境配慮等に関する海外における政策動向

EU制度動向①（持続可能な循環型繊維戦略）



- 欧州委員会は2022年3月に「持続可能な循環型繊維戦略」を公表。2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル済み繊維を大幅に使用し、危険な物質を含まず、労働者の権利などの社会権や環境に配慮したものにする、との目標を掲げている。
- 我が国の繊維産業が、引き続き、国際競争力を維持し続けるためには、欧州等における環境配慮や繊維リサイクルに適合した取組を支援しつつ、我が国が世界に先駆け繊維リサイクルシステムを構築し、欧州等のルール形成にも貢献していくことが重要。

「持続可能な循環型繊維戦略」の提言

- **デザイン要件の設定**
エコデザイン規則案の施行後に、易リサイクル性、リサイクル済み繊維の混合等の要件を設定。
- **情報提供の強化**
エコデザイン規則案の一部として「デジタル製品パスポート」を導入。環境面での情報提供を義務化。
- **過剰生産・過剰消費をやめる**
ファストファッションは持続的でなく、「時代遅れ」と指摘。循環性原則に基づいたビジネスモデルへの転換。
- **未使用繊維製品の廃棄をやめる**
エコデザイン規則案において、未販売や返品された繊維製品の廃棄の抑制策として、廃棄や処分に関する情報開示を義務づけ。場合によっては廃棄禁止も検討。
- **拡大生産者責任の見直し**
廃棄抑制や再利用準備などに向けた費用の徴収におけるエコモデュレーションを導入。また、繊維製品廃棄物の再利用準備とリサイクル目標の義務化も検討。
- **グリーンウォッシュ対策**
真に持続可能な繊維のための環境に関する主張の信頼性確保の重要性。

EU制度動向②（エコデザイン要件・廃棄禁止）



EUでは、2024年5月に「エコデザイン規則（ESPR）」が欧州理事会で採択され、「デジタル製品パスポート（DPP）」を活用した消費者への情報提供や、将来的な未使用製品の廃棄禁止等が定められた。

未使用製品の廃棄禁止

- ◆ 事業者は売れ残り消費財について、廃棄した商品の数量とその理由を毎年報告しなければならない。
- ◆ 加えて、同規則案の施行2年後からは、売れ残った衣料品、衣料用付属品、履物を対象に未使用製品の廃棄が禁止される。
- ◆ 小規模企業（Small and micro companies）は禁止規定の適用が除外されるほか、中規模企業（medium size companies）に対しては施行から6年間の猶予期間が認められる。

デジタル製品パスポート（DPP）を活用した消費者への情報提供

- ◆ 以下の持続可能性要件に関する情報について、「デジタル製品パスポート（DPP）」を通じた消費者への情報提供を義務付け。
- ①エネルギー効率
 - ②耐久性
 - ③信頼性
 - ③再利用性
 - ④更新可能性
 - ⑤修理可能性
 - ⑥リサイクル可能性
 - ⑦懸念すべき物質の有無
 - ⑧リサイクル材の含有量
 - ⑨炭素・環境フットプリント

出典：European Parliament「Deal on new EU rules to make sustainable products the norm」

（<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231204IPR15634/deal-on-new-eu-rules-to-make-sustainable-products-the-norm>）

独立行政法人日本貿易振興機構「EU、エコデザイン規則案で政治合意、未使用繊維製品の廃棄禁止へ」

（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/ed09003e4ac32460.html>）

独立行政法人日本貿易振興機構「EU理事会、エコデザイン規則案で合意、未使用繊維製品の廃棄禁止を目指す」

（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/4daa35d637dd4941.html>）

EU制度動向③（情報開示）



- Non-Financial Reporting Directive（非財務情報報告指令：NFRD）の課題を解決するため、Corporate Sustainability Reporting Directive（**企業サステナビリティ報告指令：CSRD**）が成立。CSRDでは**対象企業の条件が詳細化され、対象となる企業が増加**。

NFRD

CSRD

適用範囲の拡大

大規模な公共関心事業体（PIEs）に限定
適用対象企業：約11,000社



EU内の全ての大企業および
EU市場に上場している中小企業に適用
適用対象企業：約50,000社



ダブルマテリアリティの原則の導入

「ダブルマテリアリティ」の考え方は採用していたものの、曖昧な要求であったため、適切に対応しない企業も散見

企業の活動がサステナビリティに与える影響（外部影響）と、サステナビリティ問題が企業の業績に与える影響（内部影響）の両方に焦点を当てる「**ダブルマテリアリティ**」の原則を明確に導入



開示の詳細度

ビジネスモデル、ポリシー、ポリシーの結果、リスクマネジメントプロセス、KPIなど開示要求していたものの、開示の具体的内容について要求されていない

ビジネスモデル、戦略、ポリシー、リスクマネジメントプロセス、およびサステナビリティに関連する主要なKPIなど詳細な情報提供を要求



第三者による保証の要求

監査法人などが非財務情報の開示を確認することを求める程度で、第三者保証の要求は無し

サステナビリティ報告に対する第三者による保証を義務付ける
最初のEU指令



デジタル化とアクセスの向上

開示箇所はマネジメントレポート内での開示を原則としつつ、マネジメントレポート内で開示箇所を提示する場合は、異なる媒体での開示も容認

報告された情報の**デジタル形式での提出を要求**
情報はタグ付けされ、EUが創設を検討している**企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォーム**に集約される予定

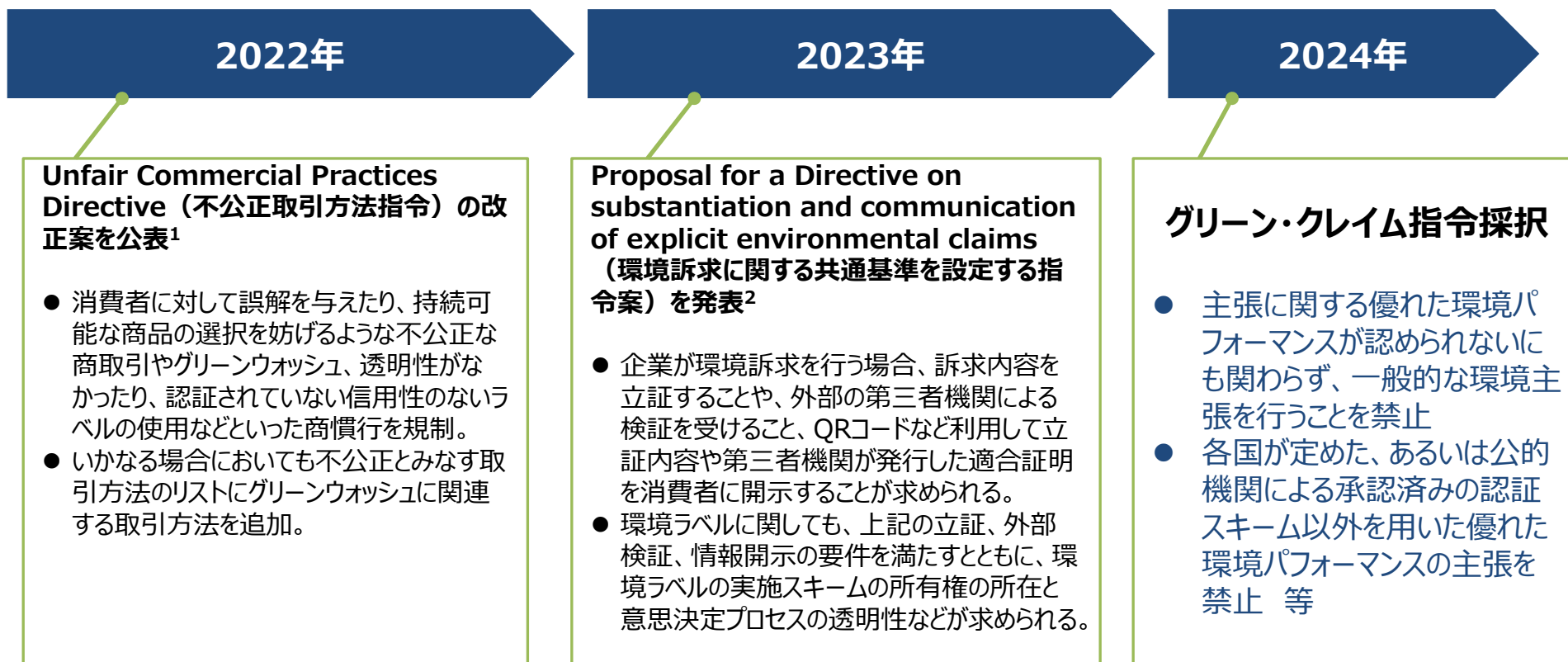


EU制度動向④（グリーンウォッシュ対策）



- 欧州委員会は、他国に先行してグリーンウォッシュに関する規制を強化。2024年2月20日に Unfair Commercial Practices Directive（不公正取引方法指令）を改正し、**環境訴求に関する共通基準を設定する指令案（グリーン・クレーム指令）**を採択。

EUにおけるグリーンウォッシュ規制の流れ



出典： 1. 株式会社日本総合研究所「グリーン・ウォッシングをどう規制すべきか？～EUの取り組みと日本への示唆～」(2023年7月20日)

2. EUROPEAN COMMISSION「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims」

3. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD) (Subject: Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading) より株式会社日本総合研究所作成

EU制度動向⑤（繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway）

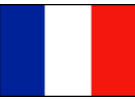


- **欧州委員会**はステークホルダーとともに、「**繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway**」を共創するプロセスを2022年から開始。ステークホルダー、業界団体、NGO、行政機関等が参加するワークショップ等も開催し、**2023年6月に公表**。
- Transition pathwayは、8つのブロックから構成されており、**環境とデジタルへの移行と繊維エコシステムの長期的な回復力と競争力をサポート**するための、**50の具体的なアクション**が記載されており、**誰**（EU、加盟国、ステークホルダー、産業界等）が**いつまで**（短期：いますぐ、中期：2030年までに、長期：2040年までに）に**アクションを開始すべきか**を定義。

「繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway」における具体的なアクション（抜粋）

具体的なアクション例	アクター	いつまで	具体的なアクション例	アクター	いつまで
持続可能な競争力（Sustainable Competitiveness）			研究開発、技術的解決（R&I, Techniques and Technological Solutions）		
安全で持続可能な設計の化学物質や材料の普及を促進し、EUエコラベルの認知度と普及を促進。	EU/加盟国/産業界	短期/中期	ホライゾンヨーロッパの下で、繊維産業に関する研究開発に対する重点的かつ一般的な支援の可能性を探る。	EU/加盟国/産業界	短期/中期
規制とパブリック・ガバナンス（Regulation and Public Governance）			インフラ構築（Infrastructure）		
デジタル製品パスポートを通じて、繊維バリューチェーンにおけるトレーサビリティと透明性を向上させる。	EU/加盟国/産業界	短期/中期	2025年1月から始まる、繊維廃棄物の分別収集を含む廃棄物枠組指令の実施。	加盟国/産業界	短期

フランス制度動向①（廃棄禁止・グリーンウォッシュ対策・長寿命化）



- フランスでは、2020年2月より「循環経済法（AGEC法）」に基づく取組が進行している。

廃棄禁止規定

AGEC法第35条において、2022年1月1日までに繊維製品の売れ残り商品の廃棄を禁止、再利用やリサイクル、寄付を義務付けた。義務違反の際の罰金は1500€。

グリーンウォッシュの禁止

リサイクル素材の利用率やトレーサビリティ等について情報開示を義務づけ。さらに、

「生分解性(biodegradable)」

「環境に優しい(respectueux de l'environnement)」

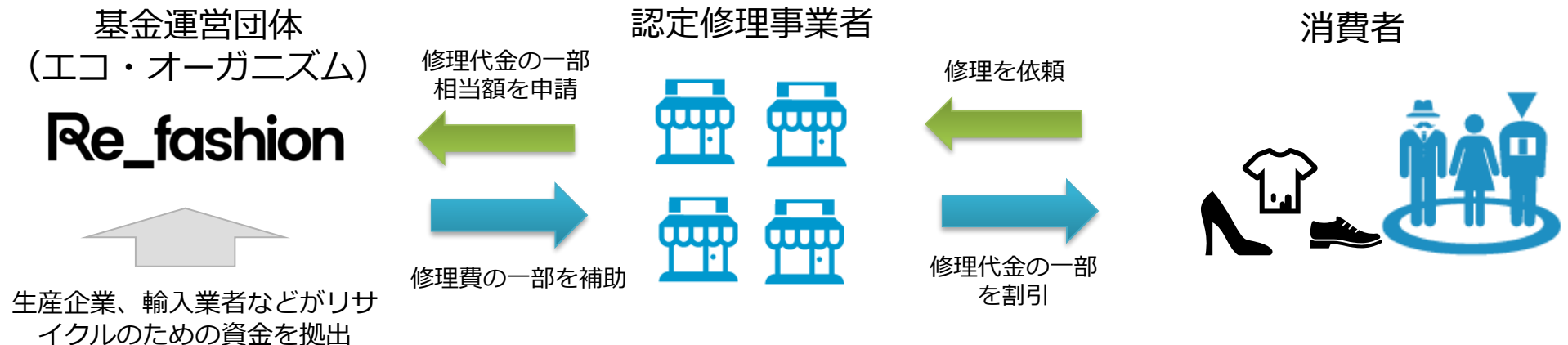
及び、これに類する表現を記載したラベリング・表示を禁止。

衣類・靴の修理費用支援制度

- ◆ エコ・オーガニズム（注）に対し、生産者や輸入業者が支払うリサイクルのための拠出金をもとに、修理促進のための基金の立ち上げを義務付け。
- ◆ これに基づき、2023年10月より衣類・靴の修理費用を支援する制度が開始。消費者にリペアによる長期利用を奨励し、修理される衣類・靴の量を、2028年までに35%に引き上げることを目指す。

（注）拡大生産者責任の枠組みの中で、国の認可を得てリサイクルや廃棄物の管理を行う非営利団体。

修理費用支援制度のスキーム



出典：独立行政法人日本貿易振興機構「プラスチック、繊維製品の廃棄物削減に向けて進む官民の取り組み（フランス）」
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/1101/3392080adf7bb567.html>)
独立行政法人日本貿易振興機構「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩（フランス）」
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>)

フランス制度動向②（情報開示）



- **2023年1月1日に施行された「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令」でリサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有を情報提供事項として義務づけ。**

2022年4月29日付政令第2022-748号の概要	
対象事業者	製造業者、輸入業者、ディストリビューターやオンラインでの販売を含む市場投入者
義務化の要件	対象となる全ての製品の、（1）フランスでの前事業年度の年間売上高と、（2）フランスへの年間市場投入数（製品数）がともに閾値を超える場合
対象となる製品	家庭用包装、印刷紙、電気・電子機器、建設資材、電気・蓄電池、健康や環境に重大なリスクのある家庭用化学品、家具、衣類、靴など。
消費者へ提供すべき情報（衣類の場合）	リサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有
情報提供の義務を怠った場合の行政罰	自然人は3,000ユーロ、法人は1万5,000ユーロを上限とする行政罰

※閾値は段階的に引き下げられることになっており、具体的には以下の通り。

引き下げの期日	(1) 年間売上高 (€)	(2) 市場投入数 (個)
2023年1月1日以降	5,000万	2万5,000
2024年1月1日以降	2,000万	1万
2025年1月1日以降	1,000万	1万

ユニクロの情報開示の例

タグに記載の10桁の英数字を、事業者のwebサイトに掲載されている「環境品質と特性に関する製品シート」に入力するとその製品の情報が表示される

Fiche produit relative aux qualités et caractéristiques environ	
Rechercher la Référence du produit	
Référence du modèle	
Rechercher la Référence du modèle 07343F315B	
Nom du produit	商品名 T-Shirt Graphique UT Chainsaw Man x Kosuke Kawamura
Traçabilité トレーサビリティ	
Tissage / Tricotage	織り・編み・ステッチ Vietnam ベトナム
Piquage (chaussures)	染色・捺染・組み立て Vietnam ベトナム
Teinture et Impression	仕立て・仕上げ Vietnam ベトナム
Montage (chaussures)	
Confection	
Finition (chaussures)	
Matière(s) recyclée(s) リサイクル素材	
Produit ne contenant pas de matières recyclées リサイクル材料は含まれていません	
Rejette des microfibres plastiques dans l'environnement lors du lavage 洗濯中にマイクロプラスチックが環境中に放出されます	
Composition 組成	
CORPS/ 100% COTON CÔTE/ 71% COTON 29% POLYESTER 本体/コットン100%/側面/コットン71%/ポリエステル29%	

出典：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「2023年1月からリサイクル素材の利用率などの情報提供を義務付け」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/147a98cead18376d.html>
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩（フランス）」
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>
なお、条文については、フランス共和国Webページ（<https://www.legifrance.gouv.fr/>）を参考に仮訳を施している。

ここまでのまとめ

- ◆ 繊維製品における環境配慮等に関する制度整備については、すでに国際的にも取組が進んでおり、特にEU、さらにその加盟国であるフランスにおける取組は先進的。
- ◆ EU・フランスにおいては、環境配慮設計（エコデザイン）、適量生産・適量消費の推進（廃棄禁止・長寿命化）、情報開示の推進等が盛り込まれている。
- ◆ 我が国においても、こうした取組を参考としつつ、資源循環等の環境配慮に向けた取組を加速させていくことで、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくことが必要。

3. 環境配慮等のサステナビリティへの対応

2030年に向けた繊維産業の進むべき方向性

- 2022年5月にとりまとめられた「2030年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」では、国内外における環境変化を踏まえ、2030年のあるべき姿等を提示。
- これに基づき、産地における好循環を創出していくこと等が重要。

繊維ビジョンでまとめられた繊維産業における2030年のあるべき姿と進むべき方向性

2030年のあるべき姿

川上 (原糸・素材分野)

技術開発により繊維のポテンシャルをあらゆる分野に発揮



技術開発による展開

川中 (織物・ニット等)

産地における好循環を創出し、世界に向けて発信・提供



好循環の創出

川下 (縫製・アパレル等)

日本の強みである高品質、高感性を生かした商品づくり



新たな商品づくり

方向性

新たな“稼ぐ力”の創出

海外市場への積極的な参入

技術開発の促進

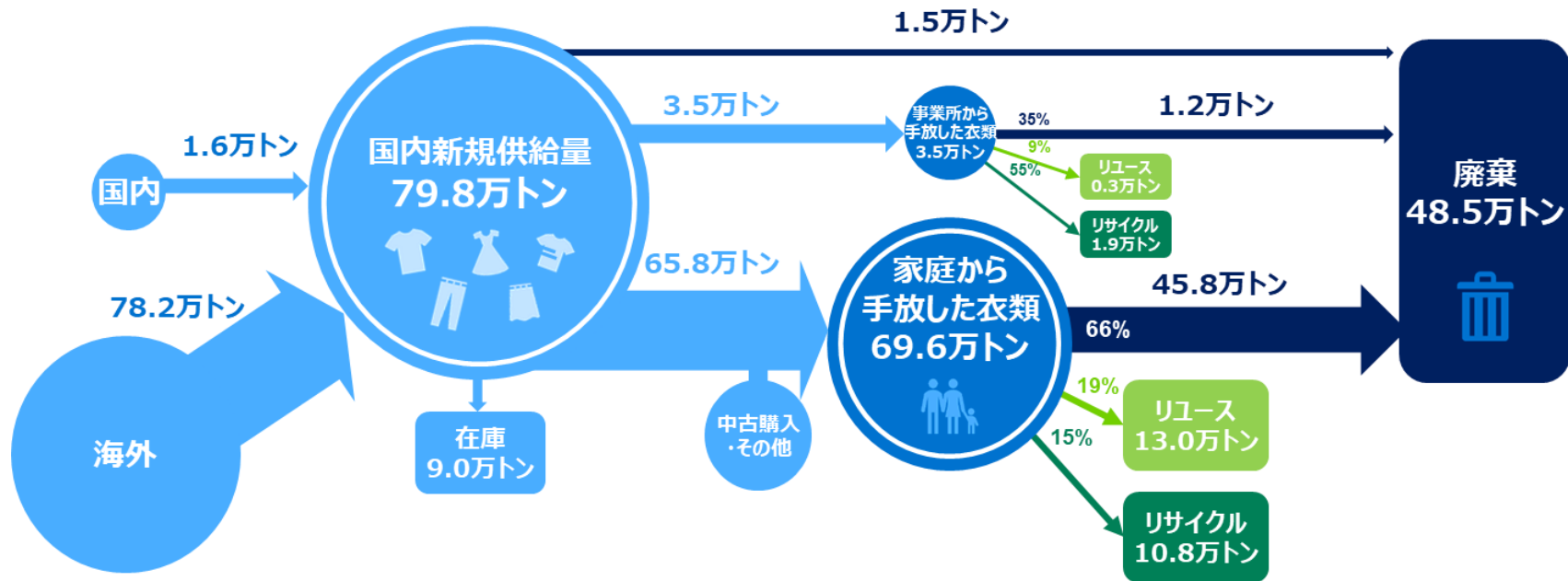
**SX（サステナビリティ・
トランスフォーメーション）**

デジタル化

我が国における繊維製品の資源循環の現状

- 現在（2022年）、年間約73万トンの衣類が使用後に手放され、手放された衣類の約35%がリユース（17%）、自動車の内装材や産業用ウエスといった産業資材等へ利用（18%）されているが、残り（約65%）は廃棄されている状況。

2022年版 衣類のマテリアルフロー

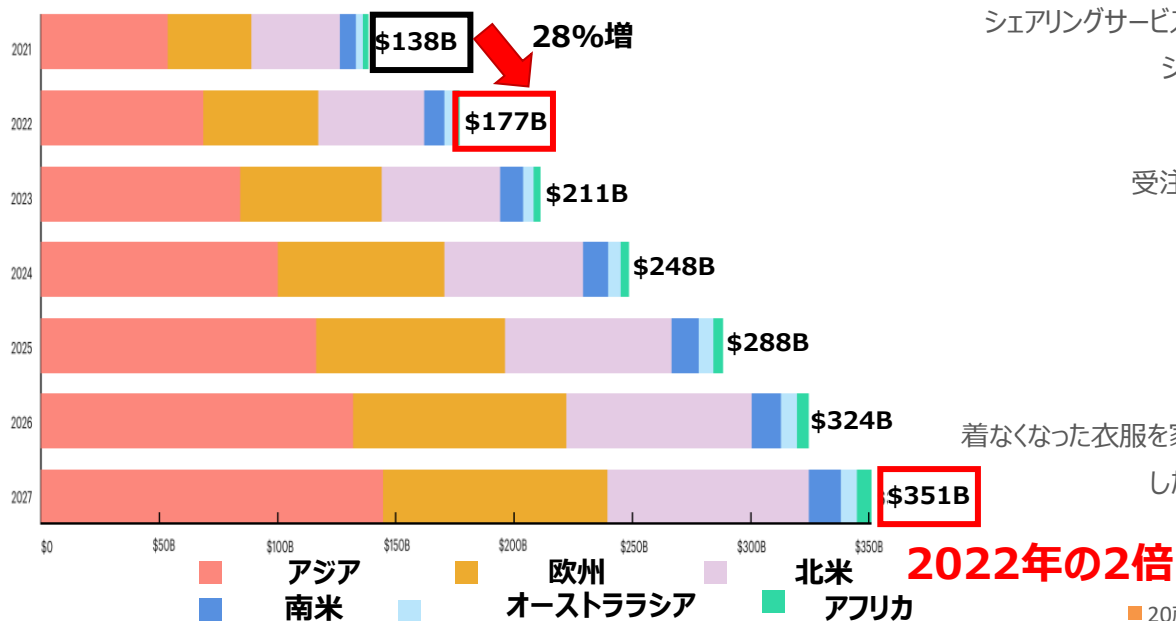


出典：環境省「令和4年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務」（2023）。

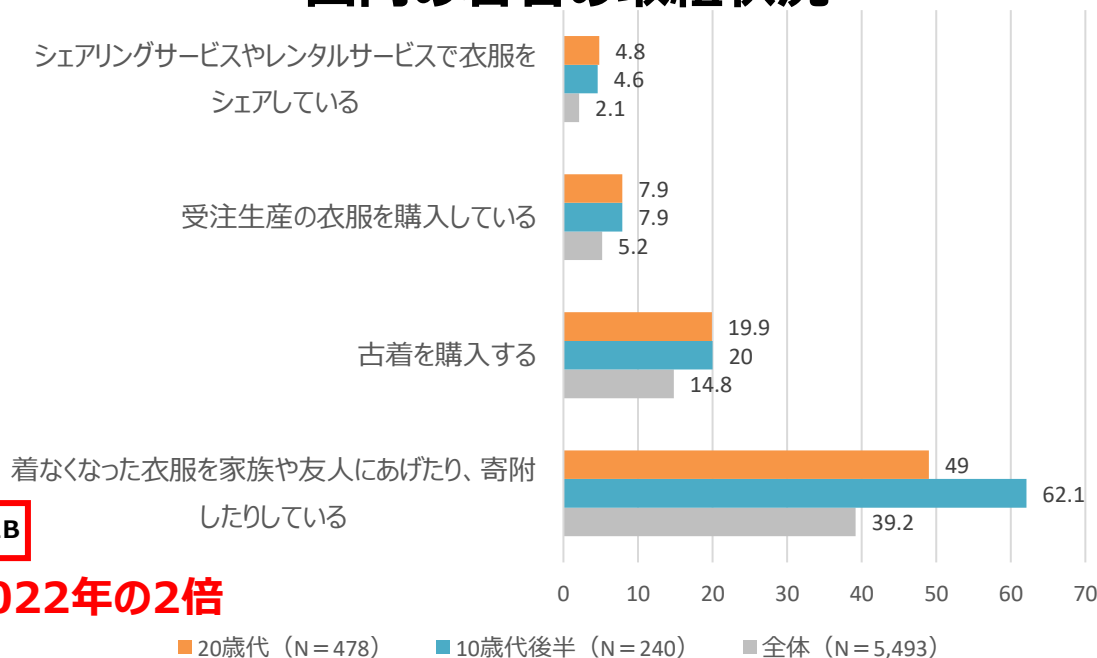
衣料品のリユース市場の動向

- 世界の衣料品・リユース市場は、2022年は28%の伸びを見せ、2027年までの5年間で約2倍の市場規模になると試算されている。
- 米国では、Z世代のうち83%が古着の購入経験があるもしくは前向きであり、クローゼットの2/5を古着が占めるという調査結果（※）がある。
- 消費者庁の調査によれば、10代後半～20代の若者は、「着なくなった衣服を家族や友人にあげたり、寄付したりしている」、「古着を購入する」といった項目について、全体平均と比べ、高い割合で取り組んでいる。

Global Secondhand Market



国内の若者の取組状況



出典：thredUP「2023 Resale Report」(2023)。(※)についても同様の出典。

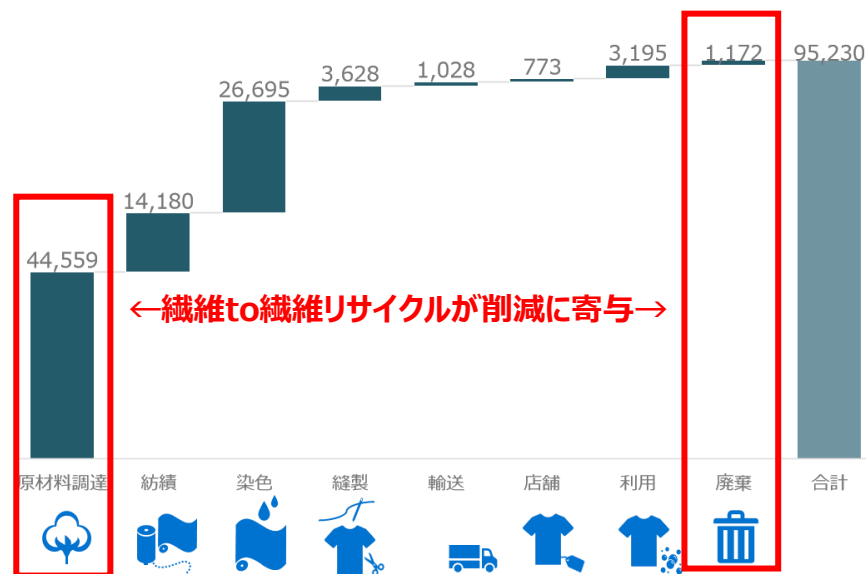
(https://cf-assets-tup.thredup.com/resale_report/2023/thredUP_2023_Resale_Report_FINAL.pdf)

出典：消費者庁「消費者意識基本調査」(2022)を元に事務局作成。

繊維から繊維の水平リサイクル推進の必要性

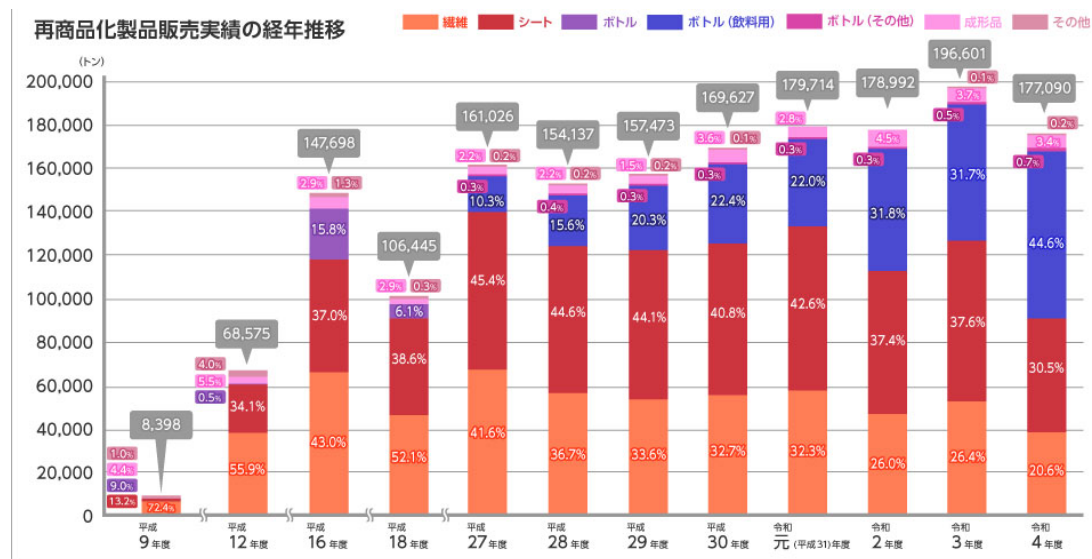
- 他方、国内工場の減少による産業用途としての需要の増加が見込めない中、**故衣料品の廃棄量の削減には、新たな需要が必要**。
- 従来、リサイクル繊維は**廃ペットボトルを再生利用したものが主流**だったが、再生ペットボトル原料としての需要増加に伴い、**繊維原料に再生される廃ペットボトルは減少**。
- **故衣料品を原料とした繊維から繊維への水平リサイクル（繊維to繊維リサイクル）**を推進することで、**国内の故衣料品の廃棄量削減**や、原材料調達・廃棄で発生する二酸化炭素排出量を削減し、**環境負荷の低減**を目指す。

国内に供給される衣料品のライフサイクルCO2排出量



出典：環境省「令和2年度ファッションと環境に関する調査業務」（2021）

廃ペットボトルのリサイクル用途別販売実績の経年推移（2022年）



※図表における廃ペットボトルは自治体回収によって集められたものの総数であり、事業者等における回収により収集された分を含まない。

出典：日本容器包装リサイクル協会HP

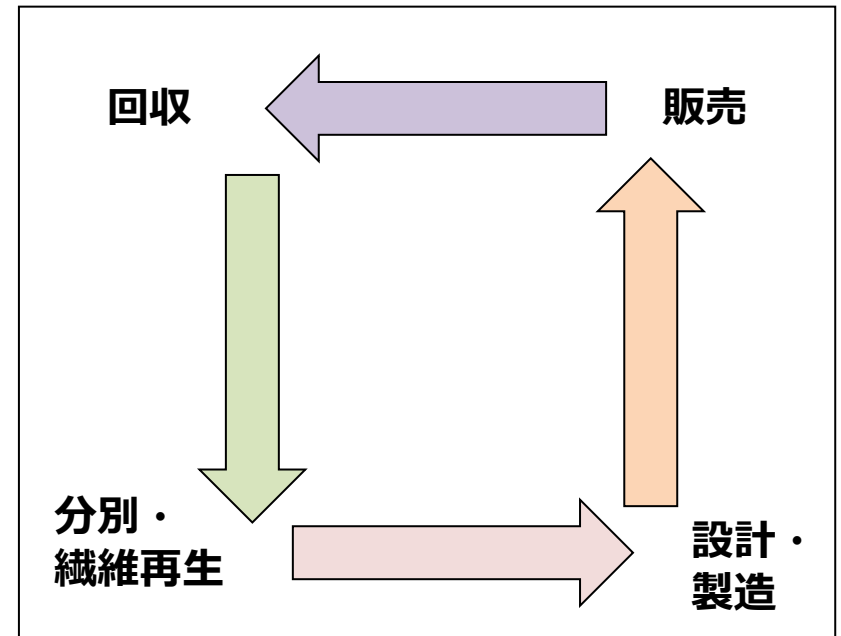
(https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/501/index.php#Tab501)

繊維製品の資源循環システム構築に向けて

- 我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくために、「繊維製品の資源循環システム検討会」を2023年1月に立ち上げ、資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性を整理。7回の議論を経て、9月に報告書をとります。
- 繊維産業小委員会では、検討会にてとりまとめた取組の方向性を踏まえ、具体的な政策を検討。2023年11月から計7回にわたり議論を行い、2024年6月に中間とりまとめを策定した。

- 繊維製品の資源循環システムを確立するためには、大きく「回収」「分別・繊維再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズで課題が存在。それらを並行的に解決していくことが不可欠。
- 国内における衣料品の回収、回収した衣料品の分別やリサイクル、繊維から繊維へのリサイクル・再生、リサイクル繊維等を活用した製品の販売時における国内法制度等の現状、技術的な課題、消費者への理解等について、諸外国の動向を踏まえながら整理が必要。

繊維製品の資源循環システムのイメージ



回収に関する課題と取組の方向性

現状と課題		取組の方向性	
生活者に対し、故衣料品が「資源」であることが十分に認識されていない	➡	<u>国・自治体・事業者による普及啓発</u>	環境整備
利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない	➡	<u>回収拠点のより一層の整備</u>	環境整備
「専ら物」に関する自治体の理解促進	➡	自治体の <u>グッドプラクティスの収集・整理</u> リサイクル技術を有する事業者の <u>自治体等への発信の仕組みの整備</u>	周知・広報
産業廃棄物である企業ユニフォーム等に関しては、広域認定制度を活用した回収を行うことも、故衣料品の回収率を向上させるために重要	➡	<u>広域認定制度の周知と制度活用</u> に向けた検討	周知・広報
回収された故衣料品を再利用・再生利用へと確実に繋げることが重要	➡	事業者等の <u>故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置</u> の検討	計画認定・支援措置



京都市における資源回収の様子



アパレル企業における店頭回収の一例（青山商事、ライトオン）

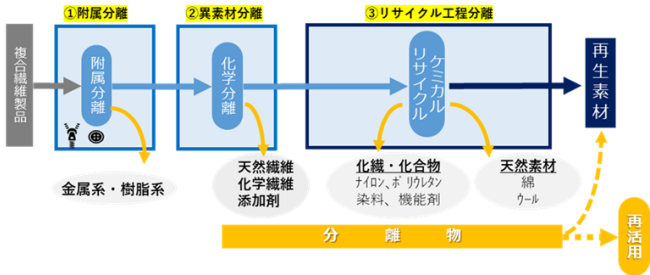


分別・繊維再生に関する課題と取組の方向性

現状と課題	取組の方向性	
利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない	回収拠点のより一層の整備（再掲）	環境整備 技術開発・標準化
故衣料品の回収増加や労働人口減少に耐えうる効率的な分別・選別体制の構築	故衣料品の分別・選別の効率化に向けた 自動選別技術の開発 （NEDO先導研究） 故衣料品に含まれる繊維素材等に関する 情報のデジタル化 （ICタグ活用の標準化調査）	技術開発
単一素材のリサイクル技術の商用化に向けたリサイクル繊維の品質向上や再生にかかるコスト・エネルギーの低減	単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けた コスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化 （令和4年度補正予算にて支援）	
回収される故衣料品の約65%が混紡品、混紡品の分離・再生技術は未開発	混紡品の分離・再生技術の開発 （NEDO先導研究）	技術開発
故衣料品の脱色プロセスにおける環境負荷（水等の使用）の削減	超臨界脱色加工技術等の 水消費量の少ないプロセスの開発 （NEDO先導研究）	技術開発



回収された故衣料品の選別の様子



複合素材繊維の分離プロセスの一例

設計・製造、販売に関する課題と取組の方向性

現状と課題	取組の方向性	ガイドライン策定 環境整備 支援措置
長寿命化やリサイクルしやすい製品設計、製品の環境配慮の度合いを評価するための仕組みが必要。	「 <u>環境配慮設計ガイドライン</u> 」の策定 （法制度上の位置づけについても検討） <u>繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化</u> 環境配慮設計ガイドライン準拠製品に対する 表示のあり方、製造事業者に対する支援措置 の検討	
現状と課題	取組の方向性	標準化
リサイクル繊維の定義、リサイクル素材の含有量、リサイクルプロセスにおけるCO2排出量等に関する表示ルールが未整備。	<u>標準化（JIS化）の検討と海外制度との調和</u> （ISO化を見据えた検討） <u>新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇</u>	
アパレル企業等により回収された故衣料品の処分方法に関する情報開示が十分でない。	アパレル企業等が回収した 故衣料品の情報開示に取り組みやすい環境整備 、取組に対する支援の検討	環境整備 支援措置
生活者のリサイクル繊維に対する理解の深化やリサイクル製品の購入促進	<u>意識醸成</u> に向けたそれぞれのプレイヤーの責務の明確化	意識醸成



分解したダウンジャケット



環境配慮設計の一例（東和株式会社）



アパレル企業等によるリサイクル繊維表示の一例（アダストリア、しまむら）

「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の策定

繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、業界団体や試験機関、消費者団体等の御協力を得て、**繊維製品の環境配慮設計ガイドラインを作成**。ガイドラインでは、繊維産業のサプライチェーンに従事する**各事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目、評価基準や評価方法を設定**。

環境配慮設計ガイドラインの策定体制

- ・ガイドラインは、2023年度経済産業省の委託事業「繊維産業における環境配慮設計に関する標準化調査」の成果の一部としてとりまとめた。
（委託先：一般財団法人日本規格協会、一般社団法人繊維評価技術協議会）
- ・ガイドラインの作成に当たっては、**素材から製品、販売・流通、消費者を代表する有識者の御協力を得て**、調査・検討した。

委員長：森川英明 信州大学繊維学部学部長 兼 副学長
分科会委員長：村上泰 信州大学 繊維学部 教授（分科会では企業中心に検討）
委員・分科会委員（事務局：一般社団法人 繊維評価技術協議会）

繊維団体等	試験機関
日本繊維産業連盟 日本化学繊維協会 日本紡績協会 一般社団法人 日本染色協会 日本羊毛産業協会 一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会 ジャパンサステナブルファッションアライアンス 一般社団法人 日本ボディファッション協会 全日本婦人子供服工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 日本ニット工業組合連合会 日本絹人織織物工業連合会 日本ユニフォーム協議会 協同組合関西ファッション連合 日本羽毛製品協同組合 日本プラスチック工業連盟	一般財団法人 カケンテストセンター 一般財団法人 ボーケン品質評価機構 一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター 一般財団法人 ニッセンケン品質評価センター 一般財団法人 ケケン試験認証センター 一般財団法人 メンケン品質検査協会 一般財団法人 日本タオル検査協会 公益財団法人 日本繊維検査協会
繊維企業	消費者団体・流通団体
東洋紡株式会社 ユニチカトレーディング株式会社 株式会社ワールドプロダクションパートナーズ パタゴニア日本支社 スタイルム瀧定大阪株式会社	主婦連合会 公益社団法人 日本消費アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 一般財団法人 消費科学センター 一般財団法人 日本消費者協会 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 日本チェーンストア協会 一般社団法人 日本百貨店協会

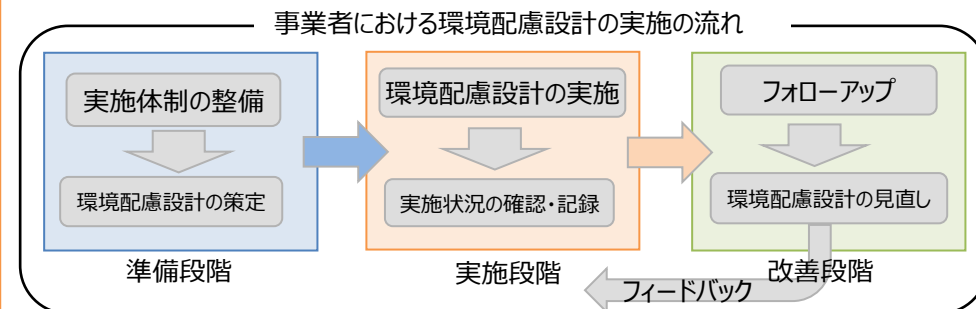
環境配慮設計ガイドラインの概要

ガイドラインは、JISQ62430：2022（環境配慮設計－原則、要求事項及び手引き）に基づいて、国内の繊維製造等事業者が、繊維製品の環境配慮設計項目及び評価基準等を勘案し、環境配慮設計を推進できるように作成。

環境配慮設計項目は、繊維製品ライフサイクルの各段階で設定し、環境配慮設計項目ごとに事業者への調査やエコデザイン規則案等、海外調査や他産業の動向を踏まえ、評価基準及び評価方法を設定（次頁）。

事業者は、繊維製品の設計段階において環境配慮の目的・目標を立て、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）による継続的改善を図ることが望ましい。

事業所ごと、又は本社に環境配慮設計実施の責任者を設置し、ガイドラインの実施及びその記録の保管を行う体制を整えることを推奨する。



「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の内容

ガイドラインでは、繊維産業のサプライチェーンに従事する各事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目、評価基準や評価方法を設定。

環境配慮設計項目	評価基準	評価方法
1. 環境負荷の少ない原材料の使用	・廃棄物抑制の目標を設定しているか ・廃棄物の量を把握しているか ・廃棄物の発生を抑制する取り組みをしているか ・製品に使用されるパーツの数を減らし廃棄物量を削減しているか ・廃繊維の有効活用を行っているか ・適量生産により製品の量を抑制しているか ・適正な在庫管理により製品の量を抑制しているか ・ファッショントレンドの把握などによる在庫量の削減に取り組んでいるか ・リサイクルを妨げる物質を使っていないか ・廃棄物の発生を抑制する取り組みを情報開示しているか	・裁断時の廃棄物を最小化するデザイン・部品（パーツ）の採用や廃棄物の再利用など ・工程廃棄物の削減（JISQ62430） ・未使用製品の廃棄禁止（EU）
2. GHG排出抑制、省エネルギー		使用者がリペア・リユースしやすい環境になっているか（受け入れ先があるか） ・リペア・リユースの可能性 ・リペア・リユースの受け入れ先の妥当性（自社、委託など） ・リペア・リユースによる廃棄物の抑制量の推移
3. 安全性への配慮		
4. 水資源への配慮		
5. 廃棄物の抑制		
6. 包装材の抑制	・リペア・リユースの方針や目標は設定しているか ・事業者がリペア・リユースを実施しているか ・使用者がリペア・リユースしやすい環境になっているか（受け入れ先があるか） ・使用者が製品を持ち込みやすい方法になっているか ・回収基準はあるか ・リペアしやすい商品設計となっているか ・リペアキットなどは販売されているか ・再生衣料品に対する保証はされているか ・リペア・リユースの実施について使用者へ周知されているか	・衣料品のコンポーネントと材料を識別するためのコンポーネントと材料の標準区分の使用（EU） ・衣料品の特定のコンポーネントの非破壊的な分解と再組み立てを容易にする設計手法の使用（EU） ・破損しやすい部品には（交換を容易とする上で）標準的な部品を採用（EU） ・衣料品における互換性のある部材の使用（EU）
7. 繊維くずの発生抑制		・従来品とのリサイクルしやすいパーツの全体割合 ・手作業で分別・解体しやすいの検証 ・従来との素材の種類の数の比較検証 ・分解を考慮した設計による構成部品及び材料の再利用及びリサイクル可能性の拡大（JISQ62430） ・製品の耐用年数終了時に容易にリサイクルできるような設計（EU）
8. 長期使用		
9. リペア・リユースサービスの活用		
10. 易リサイクル設計		
11. 繊維製品のリサイクル	・易リサイクル設計に関する方針や目標を設定しているか ・リサイクルしやすい設計になっているか（簡単に取り外せるかなど） ・部品（パーツ）の共有化が図られているか ・素材が統一されているか（ボタンやファスナーなど） ・容易にリサイクルできることを情報開示しているか	・年間再生資源の使用率の比較 ・再生資源の混用率 リサイクル繊維の含有量 ・繊維製品と履物に含まれるリサイクル含有量（EU）
	・再生資源（リサイクル材料）利用の方針、目標は設定しているか ・再生資源を使用しているか ・再生資源をどのくらい使用しているか ・再生資源利用促進活動を実施しているか ・品質基準はあるか（品質は確保されているか） ・どのような再生資源であるか確認しているか ・再生資源の使用を情報開示しているか	・品質確保のための各種試験（耐久性、伸縮性など）の実施 ・従来同等品と品質比較検証 ・品質基準の有無、品質基準に対する各種試験（耐久性など）の実施

「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の普及活動と今後の予定

- 普及活動として、事業者向けには、人材育成や技術的支援、LCAやCFPを容易に算出できるよう手順書を整備する。また、消費者向けには、意識向上や行動変容を促す取組について検討していく。
- 2024年度以降は、環境配慮設計ガイドラインの規格化等を見据えた検討を行っていく。

普及活動の実施

<事業者向け>

- ・環境配慮設計の理解向上のため、Q&Aを作成し、説明会等を開催する。
- ・LCAやCFPの算定に当たっては、環境マネジメントライフサイクルアセスメント原則及び枠組み（JIS Q 14040：2010）やカーボンフットプリントガイドライン（2023年5月経済産業省、環境省）などがあるが、繊維分野としてまとめられた文書は少ないことから、事業者がLCAやCFPを容易に算出できるよう手順書等を策定する。
- ・特に、中小企業者への環境配慮設計の取組を促進するため、大学や試験機関等による人材育成や技術的支援を行う。
- ・環境配慮製品の普及を促進するため、グリーン調達等を活用するなど仕組みづくりを検討する。

<消費者向け>

- ・環境配慮設計製品の普及のため、消費者への意識向上や行動変容を促す取組を行う。

なお、消費者を欺く行為として「グリーンウォッシュ」の問題も取りざたされているため、本ガイドラインを参考に環境に関する主張の信頼性の確保、適正な表現での情報開示、環境配慮設計の根拠を明示するなどの留意が必要である。

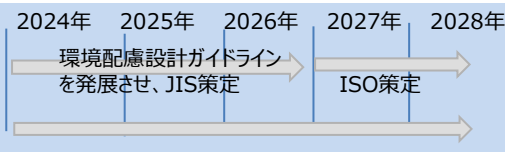
今後の予定

2024年度以降は、欧州はじめ海外動向を引き続き注視しつつ、海外機関とも協調を図り、我が国の国際競争力の維持、発展につながるよう環境配慮設計ガイドラインの規格化を検討していく。

- （１）標準的共通指標の策定
・環境配慮設計項目毎に要求されるスペックや評価方法としての標準的共通指標を策定する。また、欧州のエコデザイン規則やデジタル製品パスポート等の枠組みが明確化した際には必要な対応を盛り込む。
- （２）トレーサビリティ情報の管理
・衣料製品でのトレーサビリティ情報のデジタル化に関する調査を2023年度に実施したが、引き続き検討を進める。
- （３）信頼性の確保
・ガイドラインに準拠して作られた製品であることを確認できる仕組みとして、表示方法、第三者機関による評価等を検討する。

想定スケジュール

- （１）標準的共通指標の策定
- （２）トレーサビリティ情報の管理
- （３）信頼性の確保



JIS/ISO化に向けては、欧州との調和が重要。日本の繊維の国際競争力維持発展につながるよう、EU等の海外動向を注視しつつ、ISO策定期間については柔軟に対応していく。

「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（第1版）」について

- 我が国の繊維・アパレル企業が消費者等に向けて、主体的に環境配慮情報の開示を行うことができるよう、「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」を2024年6月に策定。
- ガイドラインでは、情報開示をめぐる国内外の制度動向の紹介や、我が国における情報開示の考え方、情報開示が期待される項目等を設定。さらに、中小の繊維・アパレル企業も活用しやすいよう、国内企業の開示事例や用語集も掲載。

ガイドラインに記載された 「我が国における情報開示の考え方」

情報開示にあたっては、グリーンウォッシュにならないように、自社・投資家・消費者といった直接のステークホルダーの利益だけでなく、間接的に影響を及ぼす社会一般の利益に自社の事業活動がどのような影響を及ぼすのかについて問題意識をもって取り組むことが重要。

（１）事業活動が外部環境に及ぼす影響の特定、 及び行動方針の策定

例）「事業活動における温室効果ガス排出の削減」

（２）数値目標（KPI）の設定

例）「●●年度までに●●年度と比較し、●●%排出量を削減する」

（３）目標達成にむけた具体的な取組の設定

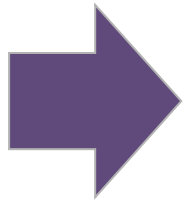
例）「輸送時の温室効果ガス排出を抑制するため、海外で生産された生地ではなく国内の近隣事業者で生産された生地を使用する」

情報開示が期待される項目一覧

- （１）製造工程におけるエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量
- （２）製造工程における水使用量
- （３）環境に配慮した原料・素材の使用
- （４）使用、廃棄に係る環境負荷
- （５）化学物質の使用量
- （６）販売製品の廃棄量
 - ①繊維製品の製造企業における廃棄量（製造工程で発生する残糸・捨て耳や裁断くず等）
 - ②アパレル企業における販売製品の廃棄量
- （７）回収した衣料品の処分方法
- （８）生物多様性に関する取組
- （９）その他環境配慮に関する取組

「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（第1版）」の今後の予定

- 国際的な評価を担保するための**第三者認証等の情報の信頼性を高める取組**や、将来的には環境配慮に加え、**人権配慮に関する取組の情報開示も求められる**ことから、繊維・アパレル企業の海外展開を見据え、**国際的な開示枠組や国内の主要枠組との整合性**を検討していく。



- 欧州等の状況も踏まえながら、ガイドライン策定から**3年後**を目途に**進捗状況をフォローアップ**し、適切な対応について検討。
- 2026年**を目途として、**国内の大手アパレル企業**における情報開示を徹底。
- さらに、**2030年度**を目標として、**国内市場における主要なアパレル企業**において情報開示率を**100%にすることを目指す**。

繊維製品における資源循環ロードマップ

2040年度の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成を目指し、そのための**KPI**を設定。
まずは、それぞれの項目で**2030年度をターゲットイヤーとした個別目標**を達成していく。

衣料品の回収量の増加に向けた制度整備

自治体や事業者のグッドプラクティスを収集・整理（環境省）

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進（環境省）

家庭から廃棄される衣類の量の2020年度比
25%削減

資源循環システム構築に資する技術基盤の整備

選別・分離
再資源化
技術開発

複合素材繊維の選別・分離・再資源化にむけた実証研究

事業化

手放される衣料品のうち、
繊維to繊維リサイクルで
5万トンを処理

リサイクルプロセスの環境負荷低減

繊維製品における環境配慮設計の推進

環境配慮設計の国内規格（JIS）化の推進

国際規格（ISO）化の推進

グリーン購入法特定調達品目での対応を通じた環境配慮設計製品の公共調達での普及

LCA・CFP
算出手順書の整備

大学・試験研究機関等における人材育成・技術指導支援

環境配慮設計
ガイドラインの
企業普及率
80%

アパレル産業における情報開示の推進・グリーンウォッシュ対策

「情報開示ガイドライン」策定・取組の推進

取組状況の確認・更なる取組の検討

環境配慮設計製品の表示方法・評価方法の検討

方法の決定

表示・第三者評価の運用開始

消費者教育・意識醸成の推進

国内主要アパレル
企業の情報開示率
100%

参考：欧州における対応の方向性

ESPR施行（未使用繊維製品の廃棄禁止、環境配慮設計の要件化、リサイクル繊維等の定義、DPP等）

CSRDに基づく情報開示の義務化

「持続可能な繊維戦略」
ターゲットイヤー

必要に応じて追加の取組・対応の強化を検討

資源循環システムの構築

適量生産・適量消費の達成

2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2040（年度）

ここまでのまとめ

- ◆ 繊維産業小委員会中間とりまとめでは、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を策定。2040年の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成を目指し、2030年をターゲットイヤーとしたKPIを設定。
- ◆ 具体的には、衣料品の回収量の増加に向けた制度整備や、資源循環システム構築に資する技術基盤の整備といった資源循環の促進に向けた取組に加え、環境配慮設計ガイドライン・環境配慮情報開示ガイドラインに基づく取組の推進が不可欠。
- ◆ 同時に、今後は欧州等の議論も踏まえ、適量生産・適量消費や産業基盤強化に向けた取組についても議論・検討をしていく。